よって、按分弁済の対象となりうる一般更生債権の元本等の債権総額は、最小で222,924,776,779円【注４】、最大で412,376,722,608円（＝222,924,776,779円＋189,451,945,829円)【注５】となる。

確定一般更生債権の元本等に対する弁済は債権額に応じ按分して行うため、その弁済率は、未確定更生債権等の査定手続の結果等により変動する。

仮に、確定一般更生債権の元本等の債権総額が412,376,722,608円となった場合、弁済率は約0.848％となる。

計算式：

35億円÷412,376,722,608円≒0.848％

また、仮に、確定一般更生債権の元本等の債権総額が222,924,776,779円となった場合、弁済率は約1.570％となる。

計算式：

35億円÷222,924,776,779円≒1.570％

上記弁済率（約0.848％ないし約1.570％）は、予想破産配当率（約0.686％ないし約1.21％、第１章第３節第１参照）を上回るものである。

本更生計画における一般更生債権の弁済の基本方針は、上記弁済率に基づく一括弁済であるが、未確定更生債権等が多額であることから、未確定更生債権等の確定手続の進捗状況に応じて、後記⑵のとおり、３回に分割して弁済する（以下、各弁済日に実施する分割弁済をそれぞれ「第１回弁済」ないし「第３回弁済」という。）。

なお、外貨建債権については、円貨建債権に変更せず、外貨建債権のまま弁済する。

⑵　分割弁済の方法

ア　第１回弁済

未確定更生債権等の全額が存在で確定する等した場合の弁済率が約0.848％であることから、第１回弁済日において、確定一般更生債権の元本等の0.8％に相当する金額を弁済する。

なお、本更生計画において、「第１回弁済日」とは、後記第８章第３節の募集株式の発行の日から３か月以内の日であって、管財人が裁判所の許可を得て定める日とする。

イ　第２回弁済

第２回弁済日において、以下の計算式により、弁済率（以下「第２回弁済率」という。）【注６】を計算し、各確定一般更生債権者について算出した金額を弁済する。

第２回弁済率：

35億円÷（第２回弁済基準日時点で弁済対象となりうる債権額【注７】）

各債権者に対する弁済額：

（各確定一般更生債権者【注８】の元本等の金額）×（第２回弁済率）－（既弁済金額）

ただし、外貨建債権の元本等の金額については、以下のレート（平成25年５月31日時点の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の直物為替公表建値）によって円換算した金額を用いて算出するものとする。

外貨建債権	換算レート
１米ドル	101.18円
１ユーロ	131.96円
１ポンド	154.06円
１オーストラリアドル	97.93円
１シンガポールドル	80.40円

なお、本更生計画において、「第２回弁済日」とは、未確定更生債権等の元本等の金額が600億円を下回った日（以下「第２回弁済基準日」という。）から１か月後の日が属する月の末日とする。ただし、第２回弁済日が第１回弁済日よりも前の日となった場合、第２回弁済日は第１回弁済日と同日とする。

ウ　第３回弁済

第３回弁済日において、以下の計算式により、弁済率（以下「第３回弁済率」という。）を計算し、各確定一般更生債権者について算出した金額を弁済する。

第３回弁済率：

35億円÷（確定一般更生債権の元本等の金額）

各債権者に対する弁済額：

（各確定一般更生債権者の元本等の金額）×（第３回弁済率）－（既弁済金額）

ただし、外貨建債権の元本等の金額については、前記イのレートによって円換算した金額を用いて算出するものとする。

なお、本更生計画において、「第３回弁済日」とは、以下の条件が全て充足された日の１か月後の日が属する月の末日とする。ただし、第３回弁済日が、第１回弁済日よりも前の日となった場合、第３回弁済日は第１回弁済日と同日とする。

①　全ての未確定更生債権等について、存在又は不存在が確定したこと

②　全ての条件付債権について、条件が成就し、又は不成就が確定したこと

③　全ての額未定債権について、債権額が確定し、又は債権届出が取り下げられたこと

④　全ての売却対象船舶の売却手続（競売による売却及び代物弁済を含む。）が完了したこと

⑶　免除

前記⑴のとおり、一般更生債権に対する弁済率は確定していないものの、約0.848％ないし約1.570％となることから、更生計画認可決定の日に、一般更生債権の元本等（外貨建債権については外貨での金額とする。）のうち98.4％について免除を受ける。

また、第３回弁済後において、弁済を受けられなかった残額について全額免除を受ける。

２　権利の変更

⑴　別表10「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については、更生計画認可決定の日に、全額につき免除を受ける。

⑵　別表10「一般更生債権弁済計画表」記載の債権者が有する一般更生債権のうち、元本等については、その合計額の98.4％に相当する額につき、更生計画認可決定日に免除を受ける。

⑶　上記⑵にかかわらず、元本等のうち、条件の付された債権（予備的届出に係る債権を含む。以下「条件付債権」という。）については、条件が成就し、又は条件の不成就が確定した日において、上記⑵を適用して免除を受け、それまでは権利の変更を留保する。また、元本等のうち、額未定の債権（以下「額未定債権」といい、条件付債権と併せて「条件付債権等」という。）については、金額が確定した日において、上記⑵を適用して免除を受け、それまでは権利の変更を留保する。

⑷　第２回弁済又は第３回弁済を行う際、各債権者に対する弁済額が、各債権者の有する上記⑴ないし⑶による免除を受けた後の一般更生債権の残額を超える場合、当該超過額の限度で、上記⑴ないし⑶の免除の効果は遡って失われるものとする。

⑸　元本等のうち、第３回弁済までに弁済を受けられなかった金額については、第３回弁済日において、全額につき免除を受ける。